

子猫飼養管理支援ボランティア実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）に収容された子猫（以下「子猫」という。）について、死亡率の減少及び譲渡の推進並びに飼養施設内における感染症のまん延防止を図るために、一時的に自宅で子猫を預かるボランティア（以下「子猫飼養管理支援ボランティア」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(要件)

第2条 子猫飼養管理支援ボランティアは、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) センター所長の指示のもと、活動を行う者
- (2) 多種多様な考えを受け入れ、川崎市の方針に従う者
- (3) 別表1に定める要件に適合すると認められた者
- (4) 第4条第1項に規定する子猫飼養管理支援ボランティア研修を受講した者

(活動内容)

第3条 子猫飼養管理支援ボランティアは、センターから子猫を一時的に預かり、センター所長の指示のもと、適切に飼養管理をしたうえで、センターに返還する活動を行う。

(登録等)

第4条 子猫飼養管理支援ボランティアの登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）

は、子猫飼養管理支援ボランティア登録申請書（第1号様式）及び同意書（第2号様式）をセンター所長に提出し、子猫飼養管理支援ボランティア研修を受講するものとする。

- 2 センター所長は、登録希望者の飼養施設を確認することができる。
- 3 センター所長は、登録希望者及びその飼養施設等について、子猫飼養管理支援ボランティア確認表（別紙1）等を用いて登録の適否を総合的に判断し、適合していると認めたものを登録するものとする。

(子猫の選定等)

第5条 センター所長は、子猫飼養管理支援ボランティアに対して、預ける予定の子猫の体調や飼養管理の経験、飼養頭数の状況等を考慮し、適切な子猫を選定して提示するものとする。

- 2 子猫飼養管理支援ボランティアは、センター所長から提示された子猫の受け入れを希望する場合は、一時預かり書（第3号様式）をセンター所長に提出するものとする。また、ケージやキャリーの貸し出しを希望する者は、子猫飼養管理支援ボランティア物品借用

届（第4号様式）をセンター所長に提出するものとする。

- 3 センター所長は、子猫飼養管理支援ボランティアに預けた猫について、子猫一時預かり管理表（第5号様式）で管理するものとする。

（登録の変更・抹消）

第6条 子猫飼養管理支援ボランティアは、子猫飼養管理支援ボランティア登録申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに子猫飼養管理支援ボランティア登録申請書記載事項変更届（第6号様式）をセンター所長に提出するものとする。

- 2 子猫飼養管理支援ボランティアは、登録の抹消を希望する場合は、速やかに子猫飼養管理支援ボランティア登録抹消届（第7号様式）を提出するものとする。

（登録の取消し）

第7条 センター所長は、第2条の要件に該当しないと判断した場合、前条第2項に規定する届出があった場合、その他センター所長が必要と判断した場合には、当該ボランティアの登録を取り消すことができるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。